

## 第24章. 中小企業章

### 1. 中小企業章の概要

各締約国は、本協定の本文、中小企業のための情報等を含む自国のウェブサイトであって公にアクセス可能なものを開設し、又は維持すること、中小企業に関する小委員会を設置して中小企業が本協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること等を規定。なお、いずれの締約国も、本章の規定の下で生ずる事項については、第28章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならないことを規定。

### 2. 主要条文の概要

#### ○情報共有（第24.1条）

各締約国は、本協定の本文、概要及び中小企業のための情報を含む自国のウェブサイトであって公にアクセス可能なものを開設し、又は維持すること、自国のウェブサイト、他の締約国の同様のウェブサイト及び各締約国の政府機関その他適当な団体のウェブサイトであって、自国の領域において貿易、投資又はビジネスを行うことに関心を有する者にとって有用であると考えられる情報を提供すること等を規定。

#### ○中小企業に関する小委員会（第24.2条）

締約国は、各締約国の政府の代表者から成る中小企業に関する小委員会を設置すること、同小委員会は、締約国の中小企業が本協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること、中小企業の輸出者を支持し、及び支援するため、各締約国の経験及び最良の慣行に関する情報を交換し、討議すること、TPP委員会に対し、同小委員会の活動に関する報告書を定期的に提出し、及び適当な勧告を行うこと等を規定。

#### ○紛争解決の不適用（第24.3条）

いずれの締約国も、本章の規定の下で生ずる事項について、第28章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならないことを規定。